

「いじめ防止基本方針」

揖斐川町立大和小学校
令和5年度

はじめに

ここに定める「大和小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年3月14日改訂）」、県の「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針（平成29年8月22日改訂）」を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「法：第2条」より）

- ・起こった場所は、学校の内外を問わない。
- ・その行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立って行う。

（2）いじめに対する基本的な認識

- ①「いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるもの」
- ②「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」
- ③「いじめは人間として絶対に許されない」
- ④けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もある

（3）いじめに対する学校としての構え

- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見、早期対応、いじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」行為であり、人権侵害であるという意識を、全教育活動を通して児童一人一人に徹底する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

（4）いじめの『解消』の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であ

ると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。（「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」より）

2 いじめの未然防止のための取組（自己有用感を高める取組）

（1）魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等）

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった・できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見を見逃さず、学級活動はもとより児童会の活動等でも適宜取り上げ、児童が主体的に「自分たちにできること」を考え、問題解決に取り組み、自治の力を高めていくことができるよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや、人を傷つけることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に自分の居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

（2）生命や人権を大切に作る指導（豊かな心の育成）

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物とのふれあいや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自立の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

(3) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力及び自己有用感や自己肯定感を育む）

・教育活動全体を通じて、以下の3点に留意した指導を充実する。

- ①児童に自己存在感を与える
- ②共感的な人間関係を育成する
- ③自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する（自己指導能力の育成）
- ④全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるように努める。この場合において、県が実施した「いじめ・不登校等未然防止事業」の成果を積極的に活用する。また、自己肯定感が高められるよう困難な状況を乗り越えるような体験の機会等を積極的に設けることも考えていく。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、児童会が計画・運営する児童間の話合いや、保護者や地域の方を交えた交流会等、自治的な活動を充実する。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケート（記名式・無記名式）の実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めると共に、変化を多面的に捉え、分析し、対応に生かす。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ・年間3回の県いじめ調査の結果等を全教職員で共通理解し、「いじめ未然防止・対策委員会」（「4 いじめ未然防止・対策委員会の設置」参照）での状況等を確認し、対策を検討する。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等、教職員全員が些細なサインも見逃さない、きめ細やかな情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めると共に、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にして、教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるように、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談担当を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクール相談員等、校内の全職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。
- ・苦しい思いをしている児童が自分から相談することができるよう、スクールカウンセラーに

よる「SOSの出し方」の授業を全ての学年において実施する。また、自己有用感が高まる授業となるよう意図的な活動を仕組む。

- ・性について正しく学び、差別や偏見をなくしたり、互いを大切にしたりできる心を育むため助産師による「いのちの授業」を全ての学年において実施する。
- ・学期に1回の教育相談週間を設け、いじめの早期発見に努めると共に、児童の相談に耳を傾け、共に考えていく時間とする。

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは!」「教育相談 これだけは!」等の各種の啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶ等、教職員の研修に生かす。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側共に保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の生徒にいじめが許されないことを自覚されると共に、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて共に取り組んでいく前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校評議員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るよう務める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにすると共に、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。(「法：第22条」より)

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭 等

学校職員以外：保護者代表、学校評議員、スクールカウンセラー、民生児童委員 等

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取 組 内 容	備 考
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式等での「いじめ防止基本方針」（以下「方針」）説明 ・学校だより・学級通信・Web ページ等による「方針」等の説明 ・学校評価の項目への位置づけ ・学級開き（学級の人間関係作りとルール作り） ・前期学級組織と班編成 ・学年間の情報交換及び引継ぎ ・学級懇談会（「いじめ防止対策」に向けた取組説明） ・職員研修会の実施（「方針」といじめの対応について） ・PTA総会で「方針」説明 ・いじめアンケートの実施と追跡調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・「方針」の確認
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあいウォークラリー」に向けての指導 ・学校評議員会および民生児童委員の会での「方針」の説明 ・第1回校内「いじめ防止・対策委員会」の実施 ※校内関係者のみによる委員会は4月より随時開催 ・いじめアンケートの実施と追跡調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・連休中の生活指導
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「学級の課題」についての話し合い活動 ・助産師による「いのちの授業」 ・いじめアンケートの実施と追跡調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間 ・「あったかい言葉かけ運動」
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回校内いじめアンケートの実施と追跡調査 ・1学期の振り返り（成果と課題） ・個人懇談の実施（担任・保護者） ・第1回教職員による学校評価 ・第2回校内「いじめ防止・対策委員会」の実施 ・いじめアンケートの実施と追跡調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回県いじめ調査 ・夏季休業中の生活指導
8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会，1学期のいじめ防止対策の振り返り） 	
9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み明けの児童の様子把握 ・運動会に向けての取組を通しての人間関係作り ・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・いじめアンケートの実施と追跡調査 	
10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・後期学級組織と班編成 ・「学級の課題」についての話し合い活動 ・いじめアンケートの実施と追跡調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間
11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員会 ・学級懇談会 ・ひびきあいの日に向けた取組 ・スクールカウンセラーによる「SOSの出し方授業」 ・スマホ・ケータイ安全教室 ・いじめアンケートの実施と追跡調査 	
12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ひびきあいの日 ・2学期の振り返り（成果と課題） ・第2回教職員による学校評価 ・第3回校内「いじめ防止・対策委員会」の実施 ・いじめアンケートの実施と追跡調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回県いじめ調査 ・冬季休業中の生活指導
1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休み明けの児童の様子把握 ・職員会（2学期までのいじめ防止対策の振り返り） ・いじめアンケートの実施と追跡調査 	
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・学級懇談会 ・「児童カルテ」への記入と引継ぎ ・学校評議員の会 ・本年度のまとめ及び来年度の計画立案 ・いじめアンケートの実施と追跡調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間

3月	<ul style="list-style-type: none"> ・1年間の振り返り（成果と課題） ・学校だより等による次年度の取組等の説明 ・いじめアンケートの実施と追跡調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回県いじめ調査 ・学年末休業中の生活指導
----	---	--

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きを作る。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告すると共に、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚すると共に、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に務める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意すると共に、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

【対応の順序】

- ①いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ②管理職等への報告と対応方針の決定
- ③事実確認の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分に聞き取る）
- ④いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）
- ⑧経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

(2) 「重大事態」と判断されたときの対応

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。
- ・児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

【主な対応】

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告すると共に、いじめを受け

た児童及び保護者に対し，事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

- ・児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは，直ちに所轄警察署に通報し，適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

・いじめを隠蔽せず，いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため，学校評価において次の2点を加味し，適正に学校の取組を評価する。

- ①いじめの早期発見の取組に関すること
- ②いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報等の取り扱い

【個人調査（アンケート等）について】

・いじめ問題が重大事態に発展した場合は，重大事態の調査組織においても，アンケート調査等が資料として重要となることから，アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童が卒業するまでとし，アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は，指導要録との並びで保存期間を5年とする。